

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

令和7年9月定例会
(2025年)

建設環境常任委員会記録

9月16日（火）

9月19日（金）

吹田市議会

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

令和7年9月定例会
(2025年)

建設環境常任委員会記録

会議日 9月16日(火)

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○日 時

令和7年（2025年）9月16日（火）

開会 午後4時40分

閉会 午後4時42分

○場 所

第4委員会室

○出席委員

委員長 高村 将 敏

副委員長 久保 直 子

委員 石 川 勝

委員 川 田 尚

委員 浜 川 剛

委員 白 石 透

委員 井 口 直 美

○欠席委員

委員 竹 村 博 之

○説明のため出席した者（部長級以上の職員及び発言した職員を記載）

〔環境部〕

部 長 道 澤 宏 行

○議会事務局出席職員

主 査 奥 野 太 一

主 任 角 田 詩 織

主 任 西 村 雄 貴

○付議事件

議案第77号 吹田市資源循環エネルギーセンター基幹的設備機能回復
工事請負契約の締結について

請願第1号 （仮称）吹田市佐竹台計画に関する請願

（署名又は押印）委員長

(午後4時40分 開会)

○高村将敏委員長 ただいまから、建設環境常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

なお、本日、竹村委員は欠席されておりますので、御了承願います。



○高村将敏委員長 初めに、本委員会に付託されました議案等の審査は、クラウド上などに掲載してあります審査順位(案)のとおり進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ありませんので、そのように進めることにします。

これより議事に入ります。



○高村将敏委員長 議案第77号 吹田市資源循環エネルギーセンター基幹的設備機能回復工事請負契約の締結についてを議題とします。

初めに、議案第77号の提案説明については、省略することにしましても御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ありませんので、そのように決定します。

次に、資料要求があれば受けることにします。

○井口直美委員 (資料要求)

○高村将敏委員長 ただいま委員から資料要求がありましたので、理事者の皆様方には、その作成をよろしくお願いいたします。

なお、作成された資料は、審査の都合上、あらかじめクラウド上などに掲載されるよう、委員長から重ねてお願いしておきます。



○高村将敏委員長 以上で、本日の委員会を閉じたいと存じます。

今回は、9月19日(金曜日)予算常任委員会建設環境分科会閉会後に再開しますので、よろしくお願いいたします。

本日は、これにて散会します。

(午後4時42分 散会)

建設環境常任委員会審査順位（案）

令和 7 年 9 月定例会
（2025年）

1 環境部関係

議案第77号 吹田市資源循環エネルギーセンター基幹的設備機能回復工事請
負契約の締結について

2 請願第1号 （仮称）吹田市佐竹台計画に関する請願

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

令和7年9月定例会
(2025年)

建設環境常任委員会記録

会議日 9月19日(金)

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○日 時

令和7年（2025年）9月19日（金）

開会 午前10時2分 閉会 午後1時38分

○場 所

第4委員会室

○出席委員

委 員 長	高 村 将 敏	副 委 員 長	久 保 直 子
委 員	石 川 勝	委 員	川 田 尚
委 員	浜 川 剛	委 員	竹 村 博 之
委 員	白 石 透	委 員	井 口 直 美

○欠席委員

な し

○請願の説明のため出席した議員

議 員 柿 原 真 生

○説明のため出席した者（部長級以上の職員及び発言した職員を記載）

[行政経営部]

次 長 宮 崎 直 子

[環境部]

部 長 道 澤 宏 行

~~環境政策センター長~~ 辻 川 和 人

次 長 白 田 康 雄

~~環境政策センター長~~ 前 田 直 樹

[都市計画部]

部 長 清 水 康 司

計画調整室長 木 村 博 一

計画調整室主幹 道 端 浩 介

次 長 大 椋 啓 之

計画調整室参事 溝 口 敬 人

○議会事務局出席職員

主 査 奥 野 太 一

主 任 西 村 雄 貴

主 任 角 田 詩 織

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○付議事件

議案第77号 吹田市資源循環エネルギーセンター基幹的設備機能回復
工事請負契約の締結について

請願第1号 (仮称)吹田市佐竹台計画に関する請願

(署名又は押印) 委員長

(午前10時2分 開会)

○高村将敏委員長 ただいまから、建設環境常任委員会を再開し、本日の会議を開きます。

初めに、質疑時間を十分確保し、審査の充実をより一層図るため、理事者からの資料説明は省略することにします。

これより議事に入ります。

○高村将敏委員長 議案第77号 吹田市資源循環エネルギーセンター基幹的設備機能回復工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑を行います。

質問があれば、受けることにします。

○川田 尚委員 まず、今回の工事の契約締結に至るまでの経緯や流れについて御説明いただきたいと思っています。

○前田直樹資源循環エネルギーセンター主幹 工をする経緯といたしまして、吹田市資源循環エネルギーセンターは、吹田市内唯一のごみ焼却場として、平成22年（2010年）3月に竣工し、15年が経過しました。

毎年のプラント設備の定期整備において、腐食、損耗の大きい部分を中心に、消耗品の交換や局所的な補修を行うことにより、資源循環エネルギーセンターの性能水準の低下防止を図ってきました。

しかし、長期間の稼働に伴う基幹的設備の老朽化が進んで、性能水準が低下しているほか、製造が中止となり、代替部品の入手が困難となっている機器があることなどにより、従来の修繕対応では引き続き安定した稼働を続けることが難しい状況となっています。

そこで、2021年度に策定した長寿命化総合計画における検討結果により、35年間稼働させるために、このタイミングで基幹的設備機能回復工事を実施して、性能水準を回復させるのが望ましいとの結論を得たものであります。

○川田 尚委員 請負金額が約149億円と、本市の予算から見ると、かなり大きな金額だと思っておりましたので、お聞かせいただきました。

今の御答弁を聞いていると、35年間稼働させるための長寿命化計画という部分の一環だというふうに

認識しておるんですけど、私個人的にも長寿命化というのは昨今の流れでもありますし、引き続きその方向で進めていただきたいなと思っておるんですが、契約方式が随意契約となっていることが気になっております。

今回、なぜ随意契約となっているのか、お聞かせいただければと思います。

○前田直樹資源循環エネルギーセンター主幹 なぜ随意契約なのかということですが、本工事は建て替え工事ではなく、老朽化した既設施設の機能回復工事であり、契約の相手方が既設の設備に係る特殊な技能を有しているものと特定されるためでございます。

○川田 尚委員 逆に言うと、随意契約のほうが本市にメリットがあるという理解でよろしいでしょうか。

○前田直樹資源循環エネルギーセンター主幹 委員のおっしゃるとおりでございます。

○川田 尚委員 昨今、いろんなメディア等で、随意契約について、取り上げられることもあるのかなと思っています。

公金という部分もありますので、その辺りはメリット、デメリットではないかと思うんですけど、市民の目があるという認識を持って、今後も対応していただければと思います。随意契約が全て悪いというふうに私は捉えておりませんので、その感覚だけは皆さんにも持っていただければなと思っております。

今回、請負者が株式会社タクマと大同特殊鋼株式会社の2者による共同企業体ということですが、例えば、この両者でなかった場合というのは考えられるものなのでしょうか。なぜこの2者なのかという部分について、お聞かせ願いたいんですけど、よろしく願いいたします。

○前田直樹資源循環エネルギーセンター主幹 なぜ、株式会社タクマや大同特殊鋼株式会社が手がけなかったら駄目なのかということですが、焼却処理設備や灰溶融処理設備の性能を担保することができないからです。

○川田 尚委員 この両者が本市のプラントを手がけたからという理由でよかったでしょうか。

○前田直樹資源循環エネルギーセンター主幹 委員のおっしゃるとおりでございます。

○川田 尚委員 やはり手がけたところが一番詳しいかなと思っておりまして、その一定のメリットも理解するところではあるんですけど、逆に言うと、業者もやっぱり民間企業ですので、最初からそういったことを考えた上で入札に参加して、今回に至るのかなとも思っております。その辺りは確かにメリットがあるのかもしれませんが、様々な観点から見ていただければと思います。造ったところがこの両者だから、今後もこの両者をお願いするということだけではなくて、比較されているかと思うんですが、そういった認識をしっかりとって、今後も手がけていただければと思います。

特に環境部のこのプラントは大きな金額になると思っています。当然、市民も環境部がしっかりやってくれているという認識は持ってくれていると思うんですけど、そこに甘えることなく、金額という部分もありますので、厳しく市民が見ているという意識を持って、環境部の皆さん一同がより一層取り組んでいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○白石 透委員 この請負者の2者ですが、会社としてはしっかり株式も上場している会社です。

そもそも、本市の規模的に対応できる企業というのは数が限られていると思うんですけど、実際はどうですか。どこでもできるのか、ある程度絞られて、この辺りの会社に頼むしかないというようなことがあるのか、お聞かせください。

○前田直樹資源循環エネルギーセンター主幹 規模の大きなところとしては、細かい数字を持っておりませんが、全国で何者かあろうかと存じます。本工事の場合ですと、既設の老朽化した設備の機能回復工事ですので、既設の部分の特許ですとか、図面ですとかというのは、建てたプラントメーカーしか持ち合わせておらず、その使用権もメーカーしか持ち合わせていないところがございますので、そのメーカーを構成員とした共同企業体と随意契約をするものでございます。

○白石 透委員 最近でしたら、東京のトラックだっ

たかの軽油とかで談合とかの話が出ていて、その辺は目を光らせていると思うんですけど、吹田市の事業でそういうことをやっていたら、イメージダウンになるので、委託する事業者の状況とか、その辺は気をつけてもらいたい。確かにこういうのは限られたところしかできないし、今回の場合も以前やってもらったところのメンテナンスみたいな感じやから、全然問題ないですけど、競合する会社が大きかったら、談合とかのニュースも聞きますので、委託する事業者の状況にも留意してもらいたいと思います。

○井口直美委員 資料作成ありがとうございました。

今回約149億円という大きな金額で工事をされるんですが、令和7年2月定例会の委員会記録を見ていたら、この約149億円もすごいと思うんですが、80億円ぐらい削減というか、今回精査をされたとのことでは、よく頑張ってくださったなと。どっちにしても修理はしないといけなかなと思うんですが、今回に関しては約80億円という金額を削減されたというのは、すばらしいことだなと思います。

資料から質問させていただきたいんですが、エネルギーセンターの基幹的設備機能回復工事の箇所と、それからスケジュールを示していただきました。令和7年度から12年度まで、結構長い時間で、焼却炉と灰溶融炉を主にされるということで、例えば、この長い工期でトラブルとか、何が起きるか分からないんですが、もしトラブルがあった場合、市民への影響というのはあるのか、教えてください。

○前田直樹資源循環エネルギーセンター主幹 工事の工程において、トラブル等で工事が遅れたりしたらどうなるかということでございますが、そうならないようにはいたしますが、処理に係る設備において、工事が遅れるようなことがあるかもしれません。

しかし、その運用等でごみの処理が滞らないように努力をいたします。

○井口直美委員 努力するとはいっても、市役所の方がされるわけでもないですし、災害が起きるかもしれませんが、何かのトラブルが起きた場合の対応とかは考えていらっしゃると思いますか。

○前田直樹資源循環エネルギーセンター主幹 受入れについてですが、令和8年度から令和11年度の間の

特に工程により長期停止し、処理能力が一時的に低下をいたします。通常時は運用の工夫で市内処理を基本といたしますが、事故、故障、災害等の緊急時におきましては、広域の支援を受ける体制を整備いたします。

○井口直美委員 広域とおっしゃいましたが、北摂なのか、それとも大阪市まで含めてなのか、具体的なことが決まっているんだったら教えてください。

○白田康雄環境部次長 具体的な案というのは、まだ考えておりませんが、そういう緊急時等が想定されることもありますので、特に吹田市に接している市に応援を頼む体制を整備していこうかなというふうには考えております。

○井口直美委員 危機管理かと思いますので、一応整備を検討していただきたいなというふうに思います。

あと約149億円というのはかなり大きな金額なんですけど、今回、株式会社タクマと大同特殊鋼株式会社に請け負っていただくと思うんですが、予算的な内訳はどのようになっていますか。

○前田直樹資源循環エネルギーセンター主幹 契約金額におきます内訳といたしまして、焼却処理設備で約125億円です。灰溶融炉処理設備で約24億円となっております。

○井口直美委員 やはり焼却設備のほうがかなりかかるんだなということが確認できました。

作っていただいた資料に基づいて質問させていただきたいんですが、府内でほかに株式会社タクマの施設を利用している市はこの資料に書いてくださっているほかにありますか。

○前田直樹資源循環エネルギーセンター主幹 大阪府内において、稼働中の株式会社タクマの施設としては全部で四つございます。本市とこの資料に書かれています泉北クリーンセンターと、大阪広域環境施設組合の住之江工場と西淀工場でございます。

○井口直美委員 では、株式会社タクマと大同特殊鋼株式会社と共同でされているような市町村というのはありますか。

○前田直樹資源循環エネルギーセンター主幹 株式会社タクマの焼却炉と大同特殊鋼株式会社の溶融炉が組み合わさった、一緒になったような施設は全国的

に見ても本市以外ございません。

○井口直美委員 ほかの市町村でも吹田市のように灰溶融炉を持っているところはあると思うんですが、ほかの事業者とタッグを組まれているのかなというふうに思います。

焼却炉は、たくさんの市でもお持ちかなと思うんですが、灰溶融炉というのは、他自治体でもお持ちのところが多いいの、傾向としてはどんな感じなんでしょうか。

○前田直樹資源循環エネルギーセンター主幹 全国の灰溶融炉の稼働状況でございますが、少し古い情報にはなりますが、灰溶融炉施設は電気抵抗方式として、プラズマアーク及び抵抗の各方式がありまして、平成31年3月のデータでございますが、全国で54施設に設置されております。本市の施設はアーク方式となっております。全国で稼働している施設は本市を含めて13施設で割合は2割程度となっております。

○井口直美委員 54施設あったけれども、今は13施設しか稼働していないということは、以前は持っていて稼働もしていたけど、更新をせずにどんどん辞めていってるという感じですか。

○前田直樹資源循環エネルギーセンター主幹 委員のおっしゃるとおりでございます。

○白田康雄環境部次長 エネルギーセンターが竣工当初は、当時の補助金要綱の中に、灰溶融炉のリサイクルシステムを設備に入れるということが要件となっておりましたので、当初はたくさんの市町村が焼却施設の中に組み込んでおりました。

ただ、現在につきましてはその要綱も取れまして、あとスラグができたとしても、なかなか利用されないというところがありまして、傾向としましては減少傾向となっている状況でございます。

○井口直美委員 他自治体ではどんどんなくなっていったり、管理ができなくなったり、国の補助金がなくなっているから維持ができなくなってきている状況で、本市が約24億円もかけて改修する理由というのは何なのか教えてください。

○前田直樹資源循環エネルギーセンター主幹 吹田市一般廃棄物処理基本計画におきまして、最終処分の基本方針に基づき、灰溶融スラグを生成して灰をリ

サイクルすることにより、最終処分場の負荷の低減を図っております。灰溶融スラグはリサイクル率の向上に寄与するものであります。

○道澤宏行環境部長 そもそもこのプラントというのは焼却炉と灰溶融炉をセットで造られておりますので、灰溶融炉だけを止めて運転するというのは技術的に不可能ということでございます。ですので今回、灰溶融炉を止めて整備をするということになってしまいますと、炉自体が稼働できないということになりますので、中間の工事につきましてはセットで整備をさせていただくということになります。

そのほか、今担当が申し上げましたように、リサイクル率もあるんですけども、やはりフェニックスのごみの減容というものも非常に大きな要素でございまして、これによりまして、フェニックス、最終処分場に持っていくごみも減容し、かなり少なくなっておりますし、あとは小学生でしたら、リサイクルセンターも含めて年間五、六千人の方に現地を見学いただいています。そして現場を見ていただいて、リサイクルの大切さというものを確認していただきますので、なかなか費用だけで灰溶融炉の存続を議論するというのは難しいんだろうなと思います。目に見えない効果というものは、環境部としても認識いたしておりますので、現時点では灰溶融炉も併せて整備をして、稼働させていただきたいというふうに思っております。

○井口直美委員 今の部長の答弁、分かりました。

スラグが出るということで、年間どれぐらいの収益になっているのか教えてください。

○前田直樹資源循環エネルギーセンター主幹 令和6年度、スラグは全量売却できております。令和6年度の溶融スラグの決算見込みではありますが、売却数量と再生資源売却代としましては、4,074.35 tと40万7,435円となっております。

○井口直美委員 約4,000 tで、売却代金が約40万円ということですか。

約24億円をかけて、スラグが約40万円の収益ということかなと思うんですけど、ほかに何か収益はあるんですか。

○辻川和人資源循環エネルギーセンター所長代理 溶

融スラグの生成過程で、副産物としてメタルが回収されており、令和6年度決算見込みではその売却収入が約9,800万円となっております。

○井口直美委員 ということは、1億円ぐらいは収益があるということかなと思います。

あと、もう一つ聞きたいんですが、先ほどフェニックスに持っていくごみの減容ということをお答えいただきましたが、メタルとスラグをごみとしてフェニックスに持っていく金額と、メタルとかスラグの約1億円の売却収入を比較した場合、どちらのほうが金銭面で有利なのでしょう。

○辻川和人資源循環エネルギーセンター所長代理 維持管理費を除いた場合、灰溶融スラグは最終処分場のフェニックスに埋め立てるよりも、リサイクルするほうが経済的に有利となります。

○井口直美委員 ということは、収入のほうが勝っているということでしょうか。

○辻川和人資源循環エネルギーセンター所長代理 委員のおっしゃるとおりです。

○井口直美委員 金額とかは分かりますか。

○辻川和人資源循環エネルギーセンター所長代理 すいません。具体的な金額は申し訳ありません、手元にございません。

○井口直美委員 また教えてください。

あと、売却先があるということですが、35年間修理して使うわけですけど、そのときぐらまでは買ってもらえるようなところなんですか。売却先を教えてください。

○前田直樹資源循環エネルギーセンター主幹 現在の灰溶融スラグの売却先でございしますが、販売を委託している業者になります。

利用先としては、インターロッキングブロックや公共工事における埋め戻し材や管巻き材として利用されております。

○井口直美委員 販売を委託している事業者が売ってくれるということなんですね。その事業者が頑張って売ってくれているということでしょうか。

○前田直樹資源循環エネルギーセンター主幹 委員のおっしゃるとおりでございます。

○井口直美委員 これからも、ずっと売ってもらえそ

うなものです。約24億円をかけて修理するんで、ちゃんと収益として還元してもらわないといけないので、その売り先とか、委託しているところとの連携とかは大丈夫なんですか。

○前田直樹資源循環エネルギーセンター主幹 現時点で長期間の販売について、何かしらの契約を交わしているわけではございませんが、今のように売り先に売ってもらえるように、良質なスラグを生成するよう努めてまいります。

○道澤宏行環境部長 スラグの売り先につきましては、以前は市が販路を見つけて売ろうとしていた時期がありまして、利用形態が限られてるものですから苦慮していた時代があります。

です。リサイクル率が50%ぐらいの時代もあったんですけど、焼却炉のメーカーの株式会社タクマさんとお話をさせていただいて、株式会社タクマさんが一手に引き受けていただいて、その販路でスラグを全部売っていただいているということになります。別にそれについては契約はございませんけれども、株式会社タクマさんと今後も建て替えまでの期間、お付き合いをすることになりますので、委員のおっしゃるように、将来売れなくなるとか、そういうことは今の時点では考えておりませんし、しっかりと販路を確保いただけるように、市としても協議を進めてまいりたいと思います。

○井口直美委員 分かりました。いろいろと聞かせていただきましたが、納得させていただきました。

良質なスラグを生成しているからこそ、買っていただけたところがあるのかなというの、環境部の努力かなとも思います。引き続き、どうかよろしくお願いします。

○浜川 剛委員 資源循環エネルギーセンターを建てたときの事業者決定での判断なんですけども、建設に対してだけなのか、いわゆるインシヤルコストだけの判断だったのか、ある程度の期間のランニングコストも含めた上での事業者決定になったのか、どちらだったのか教えていただけますか。

○白田康雄環境部次長 インシヤルコストだけの判断で、一般競争入札において、施設の建設の価格を決めたものでございます。

○浜川 剛委員 分かりました。

昔は1円入札みたいに安い入札をして取るだけ取って、あとはランニングコストでもうけていったらええわみたいなのもありました。でも、そういうのをなくしていったらと思うんですけども、そういった判断というのは、そのときはどうなんですか。そんなことはないやろうみたいな判断なんですか。ランニングコストも含めてなかった、市としてそういう契約のシステムなんですか、今は。

○白田康雄環境部次長 ランニングコスト、焼却炉につきましては、前のエネルギーセンターの前身である北第二工場についても、ストーカー炉でした。同じ焼却炉のタイプでしたので、ランニングコストは大体予測はできておりました。

実際に28年稼働した中で、どれぐらい費用がかかるかというのは、大体想定はしていたんですけど、溶融炉につきましては、今回のエネルギーセンターで初めて導入したものでございますので、ランニングコストもある程度は加味して考えてはおったと思うんですけど、かなり高いものであったというふうには感じております。

○浜川 剛委員 ある程度のランニングコストを見た上での契約というのも進めていただけたらなと思いましたが、確認させていただきました。

今回、ある意味ここしか受注先がないので、随意契約になるというところは、理解はするんですけども、今でもどんどん技術革新が進んでいると思うので、本当にここしかないのか、ほかでは実際に造れないのかという確認は、何年かに一度でもいいんですけどもされているんですか。要は、株式会社タクマさんとか、大同特殊鋼株式会社さんの技術でないと今は造れないということですが、ほかのところも似たようなものを造っていて、そういう技術革新が進んでいるのかなと思うんですけども、そういった確認というのはされているんですか。

○白田康雄環境部次長 技術革新等は日進月歩です。各メーカーがそれぞれのノウハウを利用して、革新的に設備開発をしていると思うんですけど、やっぱり各社のノウハウで詳細な設計をやっておりますので、ある部分の設備がどこのメーカーでもで

きるのかというと、それぞれのメーカーの設計図に基づいていると思うので、どこの事業者でもできるということにはならないと感じております。

○**浜川 剛委員** そういったところを毎年じゃなくてもいいんですけど、5年に1回とかでも環境部のほうで自主的に調査をして、担保を取られているのかというのをお聞きしています。

○**白田康雄環境部次長** 委員のおっしゃるとおり、常にそういうところを意識して、導入もできるという考え方に立って、エネルギーセンターの運営をやっていきたいというふうに思っております。

○**道澤宏行環境部長** 補足させていただきますと、メーカーとして同じようなものができるかどうかというのは、可能性としてはゼロではないと思うんですけども、同じものができたとしても、その性能保証の担保が取れなければ、同じものであっても委託するわけにはいかないというふうに思っております。

○**浜川 剛委員** 分かりました。そういう意味でここだということも理解はしているつもりです。

最後に1点、この共同企業体の経営が厳しくなったとき、傾いてもうできませんとなってしまうこともありますよね。財政的なものだけでなく、この時代はいろんなことがあるので、もし経営が傾いてできませんとなった場合というのは、このエネルギーセンターはどうなるんですか。

○**白田康雄環境部次長** 以前にそういう会社が確かにございました。経営が傾いて、会社自身が消滅するということがございます。それで技術的なものがゼロになるということではなくて、その設計図をどこかが引き継いでやっていくというのが今までもありまして、そういう形を取って整備が継続してきましたので、恐らくですけど、そういう形になっていくのかなとは感じております。

○**浜川 剛委員** 分かりました。本当に仮定の話なので、技術が継承される可能性も大きいということは理解できました。

一旦、置いておきます。

○**竹村博之委員** 令和7年2月定例会で予算が成立し、今回契約締結ということですけど、予算成立時と今回の契約について、何か金額の変更があったのか、

お聞かせいただけますか。

○**前田直樹資源循環エネルギーセンター主幹** 予算計上した後に、この工事の起案を作成するに当たりまして、積算を行う設計を行っております。その金額は予算の金額と異なっております。設計をして予定価格を決めたものでございます。

○**竹村博之委員** それはほかの委員からもありました80億円の話ですか。それは皆さんの努力で契約金が下がったということで理解してよろしいですか。

○**白田康雄環境部次長** 2月定例会で御可決いただいた予算金額と今回の契約金額は、別に膨れ上がったわけでもなく、予算内に収まって落札率は97%となっておりますので、その3%でございますけど、4億円ぐらい価格が下がっている状況でございます。

○**竹村博之委員** 改修工事について事前に事業者側といろいろと協議をされて、予算を提案されたと思います。予算を提案するとき、事前にいろいろ精査されていると思うんですけど、そこには事業者は入らないんですか。

○**白田康雄環境部次長** 予算前の精査ということでございますけど、本市で長寿命化計画を立てて、メーカーにこれでどれぐらいの金額になるのかというのを計算していただくんですけど、メーカーが要望した額というのが約230億円でございます。それを受け、環境部で必要なものと必要ではないものを精査しまして、最終的に約150億円として、予算を上げさせていただいたというものでございます。

○**竹村博之委員** これ約230億円と約150億円で80億円の差があるんですけど、その辺は専門的なんですけど、どういうふうに理解したらいいんですか。事業者もそれでやりましょうということで、納得されているんですよね。

いや、これではしんどいですよとか、いろんなやり取りがあったと思うので、その辺を教えていただけますか。

○**白田康雄環境部次長** 約80億円の削減につきまして、毎年環境部でも機器の整備をやっておりまして、その中で傷み具合であるとか、損傷具合というのを確認しております。

メーカーの見積りの約230億円に関しましては、

ほぼ完璧といいますか、新設に近いメニューを提案してきたものでございまして、その中で先ほど言いました、毎年やっている整備の中で、職員の目で、これは必要ではないだろうという項目を削減したり、部分補修とかに変えて、約80億円を削減したものでございます。

○竹村博之委員 分かりました。そうすると、皆さんの技術やスキルでしっかりと精査ができる能力があるのかなと思いますし、これは継承して引き続きやっていただきたいなと思います。

この資源循環エネルギーセンターは稼働して15年です。これをあと20年伸ばしていこうとしているということで理解していいんですか。

○前田直樹資源循環エネルギーセンター主幹 委員のおっしゃるとおりでございます。

○竹村博之委員 分かりました。

それと、今回6年間の長期の工事期間ということになります。最近では物価高騰、資材の高騰とか、人件費の高騰ということで、いわゆるインフレスライド条項が適用されて、契約した金額より途中で金額が上がりますよみたいな議案が定例会ごとに出てくるんですけど、そういう見通しはどのようにされていますか。80億円ほど値切ってというか、精査してやられたわけですから、今後の動向によっては増えてくる可能性もあるのかなと、勝手に推測をしているんですけど、その辺の見通しはどうでしょうか。

○白田康雄環境部次長 基本的には6年間ないというふうには考えております。ただ、将来のことは分かりませんので、事業者から御提案があれば、またそれは検討していきたいとは思っております。

○竹村博之委員 分かりました。

多額の予算のかかることで、もちろんなくてはならない施設でございますので、しっかりやっていただいて、引き続き進めてほしいと思います。

○高村将敏委員長 ほかに質問はありませんか。

(発言なし)

なければ、以上で議案第77号に対する質疑は終了します。

続いて討論を行います。

意見を受けることにします。

(発言なし)

なければ、以上で討論を終了します。

これより議案第77号を採決します。

議案第77号を承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第77号は承認されました。



○高村将敏委員長 暫時休憩します。

(午前10時51分 休憩)

(午前10時54分 再開)

○高村将敏委員長 委員会を再開します。

次に、請願第1号 (仮称)吹田市佐竹台計画に関する請願を議題とします。

事務局に説明させます。

○奥野太一議会事務局主査 (説明)

○高村将敏委員長 説明が終わりました。

この際、発言があれば、受けることにします。

○石川 勝委員 紹介議員の出席をお願いします。

○高村将敏委員長 ただいま石川委員から、請願第1号の審査をするに当たり、紹介議員の出席要請がありました。

この際、お諮りします。

紹介議員に出席を要請し、説明を聞くことにしても御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって紹介議員の出席を求めます。

暫時休憩します。

(午前10時56分 休憩)

(午前10時57分 再開)

○高村将敏委員長 委員会を再開します。

引き続き、発言があれば、受けることにします。

○川田 尚委員 先ほど、請願の内容については説明がありましたが、請願に至る部分がないのかなと思っておりまして、逆に言いますと本市が今回の件を知ったというか確知した時期と、まちづくり指針に反しているのではないかと知った時期についてお聞かせいただきたいと思います。

○道端浩介計画調整室主幹 事業者の方が窓口に初め

て来られたのは令和6年4月になります。その際には、指針の内容について問合せを受けました。

事業として行う以上、指針に示す容積率150%以下で計画する予定はないという意思表示は、最初に窓口に来られたときからございました。

○川田 尚委員 それでは、今回請願の受理が9月3日で、受理の契機になったのが7月13日の説明会かと思うんですが、その間、7月13日までの間で本市として事業者に対して、いわゆるまちづくり指針についての説明等をされたのか、されているのであれば、どのような形式で行ったのか、教えてください。

○道端浩介計画調整室主幹 初めて事業者の方が窓口に来られた際に、二つ質問を受けておりまして、まずは、まちづくり指針というのは強制力があるものなのかというのが1点目。もう1点がその容積率の150%という数値指標に對しまして、例外規定を設けておりますので、今回の計画について、それが適用できないのかという2点が主な質問になっておりました。

まちづくり指針については、法的規制というのはないガイドラインですが、これまで策定から、地域の方であったり、市、事業者が共同でつくり上げてきたものですので、しっかりと守っていただきたいということをお願いするとともに、今回の計画については、先ほどの容積率の例外規定には該当しない、この2点をお伝えしたところでございます。

その後、チェックリストの提出が本年4月に行われておりますが、そこまで具体的に図面をお持ちいただいたとか、そういったことはなくて、提出日の前日に、まちづくり指針の下見をしていただきたいというメールがあった次の日に、窓口で提出を受けたというところで、窓口で直接具体的な計画を把握したということになります。

○川田 尚委員 承知しました。

今のお話だけをお聞きすると、私の主観にはなりますが、事業者は当初からそのまちづくり指針を守る気がなかった、その例外規定はあるのかと確認してこられたということは、一般的には確信的に守る意識はないのかなというふうに捉えるんですが、そういった場合、本市はどういった対応を取るのが最

善だろうと考えてますでしょうか。

○溝口敬人計画調整室参事 まちづくり指針に関しましては法的拘束力を持たないガイドラインでございますので、あくまでもガイドラインに沿ってないというところにおきましても、こちらからは行政指導という形でお願いする形を継続していくしかないというふうに考えているところでございます。

○川田 尚委員 分かりました。

今回のような類似のケースで、過去に指針に反した事例はありましたでしょうか。

○道端浩介計画調整室主幹 千里ニュータウンまちづくり指針の運用以降、同様の事例は1件だけございました。

○川田 尚委員 分かりました。

類似のその1件というのは、どのような内容でしたでしょうか。

○道端浩介計画調整室主幹 前回につきましても、提出当初から容積率というのは150%を超えた計画になっておりまして、提出されて市から行政指導を行いました。結果としては同じという形になっております。

まず、チェックリストが提出されまして、容積率の数値指標があることは理解しているけど守れませんという意思表示がされ、地域においても、本市においても、まちづくり指針の遵守についてお願いを繰り返したというところですが、その指針については先ほどからの御説明と同様に、法的拘束力があるものではないので従えませんという形で事業がそのまま進んでいきました。ほぼ当初の計画のまま事業が進んだということになっております。

○川田 尚委員 よく分かりました。

今回、容積率150%に対して199.5%ということだと思んですが、これはいわゆる高さにおける部分での容積率なのか、横に対する容積率で大きかったのか、どちらだったんでしょうか。

○道端浩介計画調整室主幹 今回の計画ですと、容積率のほかに建蔽率という指標もございまして、そちらの建蔽率については敷地に対して小さい数字になっておりますので、容積率が200%に近いということとは縦方向に長い計画になるということだと思いま

す。

○川田 尚委員 分かりました。

一旦、置いておきます。

○石川 勝委員 まず、紹介議員さん、出席要請応じていただきましてありがとうございます。

まず紹介議員さんにお伺いしたいんですけども、今回の請願の趣旨というのが、当該事業に対して、千里ニュータウンのまちづくり指針に基づく容積率というのを150%を遵守するよう、吹田市より事業者に対して厳正な指導をお願いするという内容です。

これは、本会議なんかの答弁において、必要に応じて事業者へ行政指導を行っていくという答弁が既にされております。

そのような状況の中で、あえて、また今回紹介議員として、この請願を提出する理由というか、その背景を教えてください。

○柿原真生議員 おっしゃられるように、吹田市としては、行政指導をしていくという立場に変わりはないというふうに思っておりますが、この請願が、仮にこの後採択をされた場合、それが市長側に送られて、その請願の内容に沿って、どのような対応を取ったのかという措置の状況について、次の定例会に報告を頂くことになっております。

そういう意味で、吹田市がもちろんきちんと指導はやっていただくというふうに思いますけれども、より指導の効果といいますか、それを発揮していただきたいということで、私自身は紹介議員になったということでございます。

また、請願権というのは、憲法に保障された権利ということがありまして、この請願の趣旨が妥当なものといえますか、その趣旨に賛同するということもありますので、この請願権を生かすという意味で、紹介議員になったと、二つ理由がございます。

○石川 勝委員 よく理解できました。ありがとうございます。

それでは、それを踏まえて、次に、担当部の方にお聞きしたいんですけども、都市計画法上は、容積率の199.5%が許容される地域だと思うんですけども、請願が150%を求めるということは、現行制度との整合性というか、市としてはどのように捉えて

いるんですか。請願を出すという整合性です。都市計画法上許容されてるのに、請願出すという、この位置づけについて、市としてどう捉えているか、お考えをお聞かせいただけますか。

○木村博一計画調整室長 そもそも委員のおっしゃるように、都市計画法上の用途地域上は、容積率200%と指定されておる地域でございます。

一方で、この千里ニュータウンのまちづくり指針と申しますのは、平成16年に策定のほうさせていただきまして、その策定の経過につきましては、地域の方、それから、そこに今後開発を行うような事業者の方々、様々な御意見を頂きながら、一定、このニュータウンとして良好な住環境を守ってこられた、引き続きこの状況を保全していきたいという思いを込めまして、地域のルールとして定めたものでございます。

当然、市としましても、良好な環境を守っていくというのは、やっぱり望むところでございますので、こういったものを吹田市のまちづくり指針として、公表のほうさせていただいております。

委員おっしゃるとおり、指針でございますので、一定、拘束力というのはございません。ただ、地域のルールとして、やはり将来にわたってこの良好な住環境を継承していくという意味合いで守っていただきたいというものでございますので、結果的には、強制力のない行政指導という形にはとどまるんですけど、ルールに従っていただくように、こちらでもできる限り要請させていただくものでございます。

○石川 勝委員 ということは、当時、指針が策定されたとき以降、こういった請願が上がるだろうということは、当然想定されるわけでありまして、請願が当然上がるだろうということをもう前提の上で、この指針というのは策定されたという認識を今でもされているということで問題ないですか。

○木村博一計画調整室長 基本的には、事業者の方が率先して守っていただくというところに重きを置いておりますので、基本的にはルールを守らない計画が説明されて、事業として進められるというところは、想定はしておるんですけど、そういう形で進むべきではないと考えております。

○石川 勝委員 私が聞いてんのは、請願が上がってくるのは当然だということで、議会のほうから上げて、市としても、その請願をちゃんと受けていくというか、当然請願なんで、採択されればそれは受けるんですけど、それは市としても当然のことだというふうに認識しているということで間違いのないのかをまず確認したいんです。

○清水康司都市計画部長 先ほど来、担当のほうから御答弁させていただいていますように、このガイドラインというのは、あくまでも法的拘束力のないルールです。

ただその一方で、行政、地域、ある意味事業者も協力した中で、このニュータウンの良好な環境を保全していくという強い思いを込めたガイドラインだと私は理解しています。

そういう意味で申し上げますと、請願があるなしにかかわらず、これは我々としては、事業者、地域住民の方々と守っていくことが非常に重要だと、当然遵守をしていただくという強い思いを持っておりますので、先ほど出てきましたチェックリスト提出時から、その辺りについては、十分に事業者を守っていただきたいという強い思いを伝えていきたいと思っておりますし、現在、土地を所有されている方々に対しても、こういうルールがあるということにつきましては、平成16年に策定されてますけれども、所有者が変わっているケースもございますので、そこについては粘り強く、このガイドラインの意味も含めて、啓発に努めていきたいというふうに考えております。

○石川 勝委員 平成16年に策定されたこの指針における容積率150%という数値を、現在の社会情勢とか居住のニーズ、いろいろ変化する中で、それを踏まえても今後も一律にこの150%を守ることが妥当だというふうなことで認識しているということですか。それを確認させてください。今後もです。

○清水康司都市計画部長 ガイドラインは平成16年に策定をされておりますけれども、やはりニュータウンの住環境というのは、多くの皆様から支持という言葉が正しいのかどうか分かりませんが、そこは吹田市の魅力の一つだというふうに私は理解して

おります。これは将来に向けても、やはり維持保全をしていくということが重要だというふうに認識しておりますので、特段現状150%を緩めるというような理由というか、根拠は見当たらないというふうに私は思っていますので、これは維持していくべきものというふうには理解をしているところでございます。

○石川 勝委員 今回の案件で、今後、先ほどの御答弁を踏まえれば、請願があろうがなかろうが、市として厳正に指導していくと。行政指導したにもかかわらず、事業者がそれに従わず計画を進めた場合、それはそのまま進んでいくという話なんですけど、今後市として、さらなる事業者との協議とか、あるいは勧告になるのか、あるいは許可条件の設定になるのか分かりませんが、何らか市が取り得る法的とか、行政的対応というのはあるんですか、ないんですか。

○道端浩介計画調整室主幹 まちづくり指針に定めております今回の容積率も含め、数値指標につきましては、実際には都市計画法であったり建築基準法という法令で定めるルールというのがきちっとあるものですので、それとは関連しない別の方法で同じ規制や縛りをかけていくというのは難しいというふうに考えております。

です。ので、まちづくり指針としましては、やっぱりガイドラインという形で、御協力をお願いしていくという形を継続していくものだというふうに考えております。

○石川 勝委員 今回のケースと同様のケース、つまり指針があるけれどもそれを超える容積率200%ということベースに計画をしていくというのは、増えていくんじゃないかなというふうな可能性は大に感じるわけなんです。その都度いろんな対応をしていかなあかんと思うんですけど、市としてどのような方針というか手順で対応していくのか。今までどおりですというのか、久々に2例目の事例が出たので、それに対しては何らかの措置を講じるのか、その辺のところの現在の当局で検討されている現状を教えてほしいんですけど。

○道端浩介計画調整室主幹 まちづくり指針について

は平成16年から運用を始めており、約20年ぐらい経過しておりまして、少し認知度自体も薄まってきているのかなというのは、今回の件を受けて改めて感じているところです。

また、チェックリストの提出フローについても、少し地域の方の御負担というか、地域の方の御協力で判断していただいている部分が多かったので、その辺を市のほうで明確化するという運用見直しを今年の6月に行いました。これまでは地域の方と話し合いでもってチェックリストの内容というのを周知していただくというフローであったのが、昨年度6月の改正以降は説明という形にしておりまして、これまで使っていたチェックリストの説明を受けただけでは、もしかするとまちづくり指針の内容であるとか、今回の数値指標と実際の計画とのそごみみたいなところが、市民の方にはすぐには分かりにくい部分が生じているのかなというのを今回感じたところです。

そのため、まちづくり指針の周知、土地所有者に対する改めての御案内と併せて、市民の方に説明していただくときの資料、まちづくり指針の趣旨みたいなものをもう少し分かりやすくできるようにとかというところは見直す点なのかなというのを今回感じているところでございます。

○石川 勝委員 すいません、ちょっと今理解しにくかったんですけど。もともとは、事前に地域住民といろいろな説明会とかを通じていろんな意見を頂いて、チェックリストを作成してというところが、今年の6月にこの指針の改正があって、その事前の説明というか、聞き取りせんでもチェックリストを出したらええねやというふうに変わったという説明やったんでしょうか。

○道端浩介計画調整室主幹 説明不足ですいません、失礼いたしました。

チェックリストは、これまでも事業者の方に作成していただいたものを市が一度チェックをして、地域のほうに情報を共有しまして、それから周辺の方に御説明をいただくということは変わっていません。その説明の方法であったり説明の範囲というのは、地域と話し合っていて決めていただくということにしていたんですけれども、今年の6月に改正した際には、

チェックリストの提出を受けて地域のほうに共有するとともに、より広く周知できるようにホームページにチェックリストを公開するというのと併せて、地域のほうにお任せをしていた説明範囲であったり説明の方法というのを市のほうでもう定めたというところです。

その説明の方法というのが、吹田市開発事業の手続等に関する条例で行う説明の方法で行っていたという形にしましたので、その説明については、説明会ではなくて例えば資料の配布でもいいですよというのを許容する内容になりましたので、これまでは必ず話し合いというか、地域の意見を踏まえた説明だったのが、少しその説明の方法というのが変わりましたので、チェックリストというのと同じように、説明の方法が変わるということで見直しておけば、もう少し理解いただける内容になったのかなというふうに考えているところです。

○石川 勝委員 チェックリストの在り方、説明の仕方を改正して、指針にもそういった改正後の対応をするということになって、今回の請願が出ていると。それでいけば、今後も同様のケースはやはり増えていくというか、想定されると思うんです。

その辺のところは、いわゆるチェックリストの在り方、それから地域の住民説明の在り方について、元に戻すというか、よりよくするように改正するというか、そういったところについては検討をしていくという方向なんでしょうか。

○高村将敏委員長 答弁は簡潔をお願いします。

○道端浩介計画調整室主幹 説明の方法については、昨年度見直しを図ったところですので、その方向で今後も引き続き行っていく予定です。なので、説明に必要な資料のほうを見直していけたらなというふうに考えております。

○石川 勝委員 説明の資料のブラッシュアップも必要だし、計画者との事前協議の在り方、タイミングとか、そういったものも少し前倒しにして、そういったことを周知していくという制度設計なんかも有効なんではないかなとは思いますが、その辺りは何か話出ていますか。

○溝口敬人計画調整室参事 やはり、指針がもう法的

拘束力を持たない中でいかに強化していくかということに関しましては、先ほど御意見を頂いたとおり、事前の協議の段階等を含めまして、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

○石川 勝委員 あと二つほど聞きたいんですけど、まず一つは、指針を見直しすべきだと言っているんじゃないですけども、ニュータウンを開発した当時のまちづくりの考え方、それからこれからは再開発になるので、再開発におけるニュータウンの在り方、ちょっと社会的、時代のニーズも多様化しているとか変わっていったらと思うんです。平成16年からということで、長年みんなで培ってきたこのニュータウンというものを今後よりよいものにするために、指針をより多くの意見を聞いた上で見直していく。

今回は、市のほうの御見解でも、これまでの皆さんの御努力の下で、150%ということの一つのキーワードに皆さんがこれでいこうと言ってきたけども、ひょっとしたら、そのときはそういう思いのある方がほとんどだったかもしれませんが、今、逆に再開発に当たっては、もう都市計画法上の用途地域に定めた200%にしてくれよという意見も、これは当然あるんだと思うんです。

そういったたくさんの多様な意見をもう一度分析して、今後の指針というものがどうあるべきなのかとかいう検討をするとか、そういったものをしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。結果として、いや、このまま行こうぜという合意形成をするのも一つだと思います。いずれにしても、このままいけば何か指針があるからこれですと、同じようなケースがどんどん出てきて、毎回請願が上がるというみたいなことになりかねん。それを非常に恐れているわけなんですけども、その辺の指針の見直しについては、どのような御見解をお持ちでしょうか。

○木村博一計画調整室長 まず、指針の見直しの前に、この指針が作成されたときのお話になってしまうんですけど、この指針自体、現行用途で200%の地域に対して150%の指導というかお願いをしているところにつきましては、基本的には、企業が持

たれておった社宅であるとか、賃貸住宅に対して、次に建て替える場合については、基準の容積率200%を下回る150%でお願いしたいと。

一方で、例えば大阪府の住宅供給公社の物件でございまして、分譲されたものもございまして、いわゆる分譲マンション、これらにつきましては、一定建て替えにつきましては200%というところは許容しているところでございます。もともとのこの150%の制限をかけたというのは、劇的に変化させないというところを意図しておったところですので、おっしゃるように、将来にわたって、容積率を法令で定められているところいっぱいまで使う権利が当然、土地所有者はございますので、そういったところについては一定考慮しながら、今のお願いレベルの指針ということで、ガイドラインとして作成させていただいたというところがございます。

先ほど来、私ちょっと理解が違いかも分らないんですけど、この請願に対して、請願がなかったら市が動かないんじゃないかということも、ちょっと御指摘いただいている部分なのかなというところを感じておりまして、請願につきましては、当然、地域の方々のお声もあって、地域としてもガイドラインあるから当然守っていただきたいという思いとか、お声というのを直接今回頂けたということは、改めて市としても、まちづくり指針に対してはやっぱりこだわりを持って、今のニュータウンの環境を守り続けていかないといけないということを、気持ちを新たにさせていただけるところでございます。

過去に1件、平成19年、20年ぐらいの話になるんですけど、指針に反して建築されてしまったという住宅でございます。ただ、それ以降20年にわたって、ここで開発しようとする事業者は守り続けておったというところがすごく大きな話やと思いますので、こういったことで20年ぶりに、こういった物件が出てきて請願に至ったというところでは、やはりしっかりと議論する中で今後も市としては守り続けたいというところは、また意思表示のほうをしっかりとさせていただきたいと考えております。

○石川 勝委員 今の御発言にはちょっと誤解があると思います。私が言っているのは、請願があらうが

なかろうかという御発言があったので先ほど言っただけであって、だからもともと請願がなくても、市の方針がそういうわけですから、しっかりと進めていただくと、それにこしたことはない。

ただ、議会としてはそれでも間違いないかという、紹介議員もそれでもちゃんと報告もしてよという強い思いがあるので、わざわざ請願に踏み込んでいるということなので、ちょっと誤解があるかもしれないとおっしゃいましたが、誤解だと思います。私も、請願がないと進めへんという意味ではありません。その誤解を解いておきたいと思います。

それとあと、例えば、こういった事業者からしたらいろんな事情があって、これもうやっぱり指針は分かるけれども、もう法律の範囲内ですから、一生懸命いろんな建物の工夫をしたりとか、いろんな形で、つまり見栄えとか環境に配慮した設計にして、結果として、容積率というものはいわゆる150%を超えるけれども、地域に配慮した計画でやりたいというような強い思いもひよっとしたらあるかもしれません。

そんなことを踏まえれば、角度を変えれば認識が変わるので、そういった指針の中で、今皆さんの御答弁におきましたら、あくまで指針を軸に、そういった形で御協力を頂くんだと、御協力いただけなかったら仕方ないという御説明でしたけれども、そういった意味も含めて条例化とか、もう少し踏み込んだ、いろんな各縛りをかけた地区計画とか、いろんな建築、いろんなやり方あるかもしれませんが、いろんな手法で縛りをしっかりとかけるというのも一つの手段だとは思いますが。

そうしたことについての御認識はどのようにお持ちでしょうか。

○大原啓之都市計画部次長 条例化等で制限をかけるということなんですけれども、今、千里ニュータウンは全域が地区計画を定めておりまして、その区域の中で開発事業を行う場合には、地区整備計画の策定について協議を行っているところでございます。

今回の事例については、まだそういう協議は行っていないんですけれども、当然、地区計画に定められた目標方針について、事業者のほうに理解してい

ただき、整備計画の策定に向けて協議を進めていているところでございます。

やはり土地にそういう制限、権利に対して制限がかかるものでございますので、当然、土地所有者様の御理解を得ることが前提となりますので、それについては市としてしっかりとその目標について説明をして、御理解いただけるように努めていきたいと考えております。

○井口直美委員 先ほどから請願に対する趣旨というのは理解をしました。

ちょっと私が懸念しているところが何点かあるんですが、まちづくり指針というのは法的な強制力も拘束力もないと、お願いベースだということを踏まえると、この請願者の求めている、吹田市より事業者には厳正な指導をお願いしますという、この文章に対して、市的には、請願者が求める厳正なる指導というのができるものかどうか、その辺の範囲を教えてください。

○溝口敬人計画調整室参事 まちづくり指針につきましては、先ほどから申し上げておるとおり、ガイドラインでございまして、その行政指導の内容といたしましては、事業者には口頭、文書、面談等、手法は限られてきますけれども、考え得る手法をもって、指導させていただくと。

今回こういう請願いただいたということも、一つお伝えする要素にはなってくると思いますので、まずそこから始めさせていただくかと思います。

○井口直美委員 ということは、請願にのっとって、市は厳正なる指導ができるという認識でしょうか。

○木村博一計画調整室長 この請願のほうで、指導の前に厳正なという言葉がついていることについての御質問と理解しております。

この厳正という言葉の取扱いというのは、非常に悩ましいところなのかなとは感じたりする部分もあるんですけど、これ読ませていただく中では、この厳正の中には、正しくとか、きちり、それから公正にという意味合いが含まれると理解しておりますので、当然、公正に指導していく、正しく指導していくという意味合いでは、しっかりとこの厳正な指導という言葉どおり、市としては取り組まさせてい

ただきたいと考えております。

○井口直美委員 請願として、紹介議員が何名もいて、議会の委員会に付託というのは、重いものだなというふうに思います。

であれば、やはりこの文章自体がちゃんと法的に合っているのかどうかというのも、私的にはちょっと心配してまして、手続論なんですけど、この趣旨は分かるんです。すごく大事なことやと思うんですが、行政手続法というのがあって、その32条なんですけど、先ほどからも行政指導ができるというふうに、議会答弁でもおっしゃっていましたが、今までの委員の答弁をお伺いしたら、行政指導ができる

と。
32条でいうと、行政指導にあつては、行政指導に携わる者は、いやくも当該行政機関の任務または所掌事務の範囲を逸脱してはならないこと及び行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであることに留意しなければならないというふうにあります。それで2項は、行政指導に携わる者は、相手方が行政指導に従わないことを理由として、不利益な取扱いをしてはならないというふうにあるんですが、この請願との整合性というか、これは法律には違反していないとか、そういう認識というのはどのように考えていらっしゃるのか、そこをちょっと教えてほしいんです。

○木村博一計画調整室長 行政手続法の中に、そういった記述確かにございます。

この中で、まず所管事務の範囲内、逸脱していないかということにつきましては、計画調整室の中でまちづくり指針を所管しておりますので、この中で一定行政指導的なものという範囲の中では逸脱していないと考えております。

もう1点の行政指導に従わなかった場合の不利益の部分につきましては、あくまでも指導、助言、勧告という言葉も、行政手続法の中では出てくるんですけど、その中の行政指導の一環の指導のレベル、行政指導と呼ばれますものは、処分を問わないものというのが基本になっておると思いますので、当然、不利益な処分がなされるとかということはございません。

もうちょっと平たく申しますと、まちづくり指針を守っていただけなかったから許可を下ろせないとか、そういうふうな不利益は生じないというところになります。

○井口直美委員 であれば、この請願における厳正なる指導という部分に関しては、行政手続法に違反しているわけではないということでもよろしいのでしょうか。

○木村博一計画調整室長 委員がおっしゃるとおりでございます。

○井口直美委員 分かりました。一旦置きます。

○久保直子副委員長 千里ニュータウンは、本当に緑が多くて、気持ちのいい場所であつて、それは長年、そこに住んでいる住民の方と、そこに来られた事業者の方と、あと行政が協力してつくってきたということが、今のお話で伝わってきたんですけども、それが崩れる危機的なときが来ているんだというふうに受け取っております。

質問なんですけれども、平成19年度に、一つこの容積率を守られなかったという事案があつたということなんですけど、先ほど他の委員が質問しておられましたけれども、その件があつて、何か反省点というか、今に生かされていることとか、何か住民の方からそのことについて、行政に対して意見を頂いたとか、何かそういった変化というか、変更しないといけないなというような点が浮き彫りになったようなことというのはあつたんでしょうか。

○道端浩介計画調整室主幹 今回のまちづくり指針の数値指標の容積率については、指針の策定当初からガイドラインではなくて、条例化できないのかというところの議論ももちろんあつたと認識しております。ただ、先ほど来御説明のように、条例化することは難しいというところがスタートになっております。

ですので、平成19年の当初、この類似の案件が出たときにも、やはりその指針に従わない案件が出てきても、ガイドラインとして継続して運用していくほかないという形で、その時点での見直しというのは図られてないというところでございます。

○久保直子副委員長 見直しというか、変更点はなか

ったということなんですけど、その後、住民の方と事業者の間で、また行政の間で、どのような関係で今に至るとか、どういう状況が続いていたのかというのを教えていただきたいんです。

○道端浩介計画調整室主幹 まちづくり指針は、チェックリストを事業者の方に作成をしていただいて、地域の方とまちづくりの話合いをしていただきながら、計画、見直せるところは見直していただくというものですので、取組としては、できるだけ早く地域の方に計画の内容を周知していただいて、事業者の方にも見直せるところは見直していただくという話合いの場というのを継続してきたということになります。

○久保直子副委員長 では、そのときは話合いの場を継続することで、円満に解決していたということなんですか。それとも、泣き寝入りしたということがあったんですか。それとも、地域の住民からは特に意見はなかったんですか。

○道端浩介計画調整室主幹 千里ニュータウンにおきましては、民間の事業者さんも多いんですけれども、広い範囲が大阪府であったり、公社であったり、公的賃貸住宅の団地というのが非常に多いところですので、何か事業を、建て替えであったり、そちらを売却されるという際には、土地の所有者の方と事前に協議をして、まちづくり指針というのを守っていただくようにと、事前のお願いということから入っておりますので、そういったものがまず事業者の方にも十分伝わった上で事業が進められてきたため、今回のような案件というのは20年の運用の中で数少ない案件にとどまっているのかなということで認識しております。

○久保直子副委員長 その平成19年度のときのことを詳しく聞きたいんですけど、そこから20年間は守られてきたということは分かっているんですけど、そのときも、今回のような事案があったということだと思ってしまうんですけど、それはこのような感じにはならなかったのか、どのような問題になっていたのかを教えてくださいたいんです。

○道端浩介計画調整室主幹 平成19年度の案件についても、議会のほうでは請願が提出されております。

それを踏まえて、行政指導というのを行った上で、結果としては、当初の計画から変更なく事業が進んだということになっております。

○久保直子副委員長 そのときも請願が出されたけれども、当初の計画から変更がなかったということ、これをもう少し大きく捉えていれば、何か同じようなことがあったときに改善ということができたと思うんですけど、また20年たって同じようなことが起こったということですよ。

令和6年4月に、お話を事業者の方が持ってこられたときに、150%に、指針に合わせる意思がないということが分かっているながら、その時点で、地域の方にはお伝えしていないというふうに、先ほど受け取ったんですけれども、早くにお伝えするということが先ほどの答弁で大事だということをおっしゃったんですけれども、なぜその時点で、地域の方にお伝えするとか、話合いの場を設けるとか、こういったことを予想しての動きを行政として取らなかったのか、教えていただきたいです。

○道端浩介計画調整室主幹 令和6年4月に事業者の方が窓口に来られた際には、まだ土地の取得をされているとか、そういった状況ではございませんで、ニュータウン内で事業を考えているけれども、まちづくり指針の取扱いについてという御質問でしたので、どの場所での計画をということは把握できておりませんでしたので、その時点で何かアクションを起こすということには至らなかったということでございます。

○白石 透委員 一言だけ。私もニュータウンに住む者として、いろいろ近辺の佐竹台周辺、その辺の会長さんとかとも最近、盆踊りとか、いろんなところで話したんですけど、地域の方の声というのは、やっぱり今までずっと、1件例があったかもしれないが守ってきて、今回これをやることによって、まただらだらとってしまうんじゃないか、やっぱそれをすごい危惧されていて、先ほどから指導という言葉出てますけど、指導というのは強制力はないんですよ。なので、何々しなさいじゃなくて何々してくださいと、お願いベースでしかないんだと思うんですけども、ただ今回の場合、これだけ地域が

ら声が上がってますんで、できるかできんかはまた別、出来得る範囲でということになると思うんですけども、それだけの声が上がっているということを知っていて、私も確かにきれいだからここにいるんです、吹田に。そういう理由もあるので、すごい住みやすい、いいところなので、ぜひそこに住んでいる人をはじめ、ほかから見ても、やっぱりきれいな環境というか、そういうのを守ってくださいね。でも、できたら仕方ないと言えないんですけど、地域の声を代弁して、ぜひ今後動いていってもらえたらと思います。

○川田 尚委員 私も今回の請願において、趣旨においては非常に賛同する部分がありまして、ほかの委員さんもおっしゃっておいりましたけど、これが独り歩きし、今後野放図に進んでいくという部分は、あしき先例になるのではないかというふうに考えているものの一人でございますが、その中で、先ほど同僚議員からもありました、いわゆる行政手続法についての部分でございます。この厳正な指導という部分の文言であります。先ほど理事者側の話によりますと、法的には問題ないと考えているという御発言ございましたが、これを法的には問題ないとする根拠という部分を、やっぱり示していただきたいなというふうに考えております。

趣旨には何の問題もないかと私自身は思っておりますが、その部分に一つ気になる点がございまして、御見解を頂きたいんですが、よろしく願いいたします。

○木村博一計画調整室長 先ほどもお答えさせていただいたんですが、基本的には、行政手続法の定義の中で規定されておる指導をさせていただくところですので、あくまでも強制力はございません。

その中で、公正にしっかりと指導していくと、当然のことなんですけど、このニュータウンのまちづくり指針の趣旨を理解していただくように、引き続き事業者のほうにはお願いをしていくという部分でございます。

○川田 尚委員 重々承知している部分ではあるんですが、やっぱり気になる点として、行政手続法の範疇に収まるものである、その文言なのかという部分

がどうしても気になる点でございます。

といいますのも、請願でありますので、当然、議員が名を連ねているという部分もでございます。当然、その辺りは、より一層見ていかなければならないという意味で、今回、あえて発言させていただいてるんですが、その部分でいきますと、理事者側がもちろん問題ないということは重々承知しておるんですが、それを担保する部分が、第三者といいますか、そういったところから問題ないという部分をどうしても示していただきたいなというふうに考えています。ここで言われても、皆さん理事者でございますので、第三者という部分ではないかと思っておりますので、例えば、これを法的に照らし合わせて問題ないであろうと言われるものを示すことというのは、何かこの場合も含めて可能なものなののでしょうか。どなたかお答えできる方いらっしゃいましたら、お願いいたします。

○木村博一計画調整室長 行政手続法、先ほども委員のほうから文面の紹介があったんですけど、第32条の中に行政指導の一般原則というのがございます。

この中で、先ほど御答弁させていただいたように、まずは所管事務の範囲を逸脱していないかどうかというところの1点、こちらについては、まちづくり指針の所管の担当であります計画調整室のほうからの申入れということで、問題ないと判断しております。

続きまして、その相手方が行政指導に従わなかったことを理由として、不利益な取扱いをしてはならないという規定が、同条第2項にございます。

こちらのほうにつきましても、このまちづくり指針での容積率150%以下の容積率に計画を改めなければ、許認可を行わないというような不利益な取扱いをしないというところは、もうこれは法に抵触してしまう部分でございますので、そこまでの権限はございません。

以上が、この行政手続法の中でしっかりと明記されておりますので、こちらについて、当然法律は遵守させていただくということで、御理解いただきたいと思います。

○川田 尚委員 本当にそのとおりだと思っております。

すし、重々理解はしているんですが、繰り返しになって恐縮ではあるんですが、第三者といいますか、法制室のような部分の見解をどうしても頂きたいなというふうに考えてはおります。

○高村将敏委員長 暫時休憩します。

(午前11時57分 休憩)

(午後1時30分 再開)

○高村将敏委員長 委員会を再開します。

引き続き、発言があれば、受けることにします。

○川田 尚委員 続きでございしますが、先ほどから申しております、行政手続法について、所管する関係部署の出席を求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

○高村将敏委員長 ただいま川田委員から行政経営部の職員の出席要請がありましたので、出席を求めます。

暫時休憩します。

(午後1時31分 休憩)

(午後1時32分 再開)

○高村将敏委員長 委員会を再開します。

行政経営部の職員に出席していただきました。

引き続き、発言があれば、受けることにします。

○川田 尚委員 それでは、午前中の続きではあるんですが、今回の請願に当たりまして、本市に、事業者へ厳正な指導をお願いしますという部分について、行政手続法について、支障があるかないかも含めた考え方、見解という部分をお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○宮崎直子行政経営部次長 厳正な指導ということですが、我々としましては、条例に基づいた指導を公正、適切に行うものというふうに捉えておりまして、厳正という言葉があるなしにかかわらず、条例に従って行うものですので、行政指導の法的な効果というものは変わらないというふうに考えております。

○川田 尚委員 承知しました。

ただいまの御答弁を頂きまして、今回の請願の要旨と、そしてまた内容について、非常によく理解できました。

今後、こういった部分、いろいろ厳しい部分が文

言等であるかと思うんですが、より一層こういう請願については、厳しい目も持って対応していきたいと思っておりますので、引き続き理事者の皆様も含めて、よろしくお願いいたします。

○久保直子副委員長 千里ニュータウンのまちの環境が維持されるためには、住民の方と行政と事業者さんの協力が不可欠であり、こういった問題が起こったときには、話を重ねるということ、こういった姿勢がすごく大切になってくると思います。

ちょっと一つ請願の内容で質問したいんですけども、ハイネスコーポレーション株式会社より、千里ニュータウンのまちづくり指針の容積率150%は理解しているが、事業上から容積率199.5%で設計したとの説明があったということなんですけれども、一緒に生活していく上で、理解しているということであれば、ああそういうことですかと受け止めてもらいたいところが、事業上から容積率を超えて設計したということで通されているというところがちょっと理解できないんですけれども、そこは紹介議員の柿原議員に説明していただけますでしょうか。こういったことで、これでいくんだと言われてるのか。

○柿原真生議員 私は直接事業者と話合いをしておりますので、こういう説明をされたというのは、もうこの請願文書表にあるとおりのままだと思います。

事業上というのは、事業採算性ということをおっしゃっているのだというふうに思いますけれども、199.5%で建てれる場所は、吹田市の中を探せばいろいろあるかというふうには思いますので、本来であれば、千里ニュータウンの区域の中で建てるのであれば、やっぱり150%を守りながら、事業採算性をどうしていくかということを考えていただきたいというふうに私自身は思っております。事業上からという言葉は、そのようには理解はしておりますが、直接は聞いておりません。

○久保直子副委員長 そういう意見というか、受け取り方の食い違いとか、そういったこともある可能性もあるので、今後しっかりと厳正な指導というか、口頭指導、面談というのを行政側もしていただけるという先ほど答弁があったと思うんですけれども、ぜひ回を重ねてしていただきたいなというふうに思

っているんですけれども、今後の計画についてお聞かせください。

○木村博一計画調整室長 今回の請願を頂きまして、今後の対応としましては、当然、今までも行政指導的には事業者に対して説得というか、申入れのほうは行っておるんですけど、改めて、また事業者のほうと直接面談する場、それと先ほどございましたように、地域の方の御意見というのも当然お伝えしていかないといけない。それと、地域の方の御理解という部分もあろうかと思しますので、形としては、まだ今確定はしておりませんが、状況によっては関係する方々も集まっていた中で、一度お話し合いという場の設定も考えられます。

○久保直子副委員長 実のある話合いができるような形で、また請願が出たということも重く受け止めていただけるような話合いの場をつくっていただきまして、進めていただきますよう、私からも要望させていただきます。

○高村将敏委員長 ほかに発言はありませんか。

(発言なし)

なければ、これより請願第1号を採決します。

請願第1号を採択しましても御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、請願第1号は採択することに決定しました。

○高村将敏委員長 以上で、建設環境常任委員会を閉会します。

(午後1時38分 閉会)